

こども助成事業実施要綱

社会福祉法人郡上市社会福祉協議会

こども助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園・保育園（児童養護施設を含む。以下「幼稚園等」という。）に対する事業助成を実施することにより、幼稚園等の福祉学習の場を提供し、福祉にかかる機会やきっかけを作ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この助成の実施主体は社会福祉法人郡上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(申請)

第3条 助成を受けようとする幼稚園等は、こども助成事業申請書（様式1号）、こども助成事業実施計画書（様式2号）を作成し本会会長へ申請するものとする。

(条件)

第4条 助成は、幼稚園等が行う交流、講話、学習や学習品による福祉学習に対し助成する。

- 2 助成は年1回とし、事業実施は5月1日より翌年の1月末までとする。
- 3 報告書等の提出は、事業実施日より1カ月以内とする。
- 4 幼稚園等は、何らかの理由で事業の内容及び計画を変更したい場合、または児童数の変更があった場合、変更届（様式3号）を事業実施の1週間前までに本会会長へ提出するものとする。

(助成金)

第5条 助成金は、事業実施日の児童の数に500円を乗じた金額を上限とし、実施経費を助成する。助成金の支払い方法は、金融機関への振り込みとする。

(報告)

- 第6条 幼稚園等は、事業終了後、こども助成事業実施報告書（様式4号）、請求書（様式5号）を期日までに本会会長へ提出するものとする。
- 2 幼稚園等は、何らかの理由で事業を実施できなかった場合、報告書にその旨を記載し、期日までに提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1 号

年 月 日

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会長 様

郵便番号 _____
所在地 _____
施設名 _____
代表者氏名 _____ 印
担当者氏名 _____
電話番号 _____

こども助成事業申請書

次のとおり、こども助成事業の助成金を受けたいので申請します。

記

1. 助成金申請予定 金 _____ 円

内訳： 500円× _____ 人（4月1日現在）

様式 2 号

こども助成事業実施計画書

施設名				
児童数	人			
事業実施日	令和 年 月 日 ()			
<事業内容>	<ねらい>			
実施経費予算				
項目	金額	備考		
合計				

様式 3 号

年 月 日

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会長 様

施設名 _____

代表者氏名 _____ 印

こども助成事業実施計画書（変更）

以下のとおり変更をします。

児童数	人		
事業実施日	令和 年 月 日 ()		
<事業内容>		<ねらい>	
実施経費予算			
項目	金額	備考	
合計			

様式 4 号

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会長 様

施設名 _____

代表者氏名 _____ (印)

こども助成事業実施報告書

実 施	実施日	令和 年 月 日 ()	児童数	人
	【実施した内容】		【実施した成果】	
未 実 施	【実施しなかった理由】			
実施経費				
項目	金額	備考		
合計				

*添付書類：事業実施経費支払いに係る証拠書類の写し（請求書、領収書）、社協の助成金を活用したことが確認できる書類（園通信等。園通信に事業実施を掲載しない場合は、実施状況写真）

様式 5 号

請 求 書

年 月 日

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会長 様

施設名 _____

代表者名 _____ 印

1. 請求額

金 _____ 円

但し、こども助成事業 助成金として
(基準額 500 円 × _____ 人)

2. 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別	信用金庫	農協
口座番号	普通	
フリガナ		
口座名義		